2012年 7 月15日発行

村尾光子の
下野(しもつけ)市議会報告（第27号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp



H24年第2回定例会(6月6日～19日)の報告です。

もくじ

《審議事項》

○議会人事（正副議長選挙･常任委員会委員など）

○議員提出議案

・市議会会議規則の一部改正（協議･調整を行う場として議員全員協議会･正副委員長会議･議会だより編集委員会を規定）

○専決処分の承認3件

・市税条例の一部改正条例
・都市計画税条例の一部改正条例
・国民健康保険税条例の一部改正条例

○専決処分の報告4件

・H23年度会計繰越目許費繰越計算書（一般会計･公共下水道事業会計･仁良川区画整理事業会計）
・仁良川区画整理事業会計事故繰越し計算書

○H24年度一般会計補正予算

○条例制定2件

・住民基本台帳法の改正により関係条例の一部改正（印鑑条例･手数料条例）
・市営土地改良事業分担金等徴収条例（宮前堰）

○条例改正

・市立図書館設置条例の一部改正（指定管理者も可）

○請願

・市道2-10号線（古口自動車～国道352線）の整備を求める請願 ⇨ 採択

○陳情2件

・「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情 ⇨ 不採択
・基地対策予算の増額等を求める意見書提出を求める陳情 ⇨ 採択、意見書提出

■一般質問：７議員が質しました。

梅雨とはいえ、日々のお天気の変わりように体調を崩しそうです。皆様、お元気でしょうか。

これほど多くの国民が脱原発を求めているのに、政府はなぜ耳を傾けようとしないのか！

毎週金曜日夜に行われている首相官邸周辺のデモは回を重ねる毎に参集者が増えています。何とかしなくてはという切羽詰まった気持ちの表れです。外国のマスコミは「脱原発を求める大規模なデモを報じない日本のマスコミ」について報道しているとか‥。

日本の政治はますます混迷して先行き不透明、私たち有権者が選んだ政治家が期待に応えていないのか、それとも私たちが選択を誤ったということなのでしょうか。きっと反省すべきは私たちも同じで、もっと全体的な長期的な視点が必要なのだと思います。

次々と様々なことがおこっていますが、第２回定例会の報告です。

議会報告と意見交換会

７月２９日（日） 13:30～15:30

グリーンタウン･コミュニティセンター 研修室

報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

第3回定例会は8月29日（水）開会予定です。

■議会人事　議長に髙山利夫議員、副議長に秋山幸男議員

議員任期前半の 2 年が経過し、常任委員会・議会運営委員会の任期満了となった。後半の委員会構成を決める前に、正副議長が「一身上の都合」で辞職したので、先ずは正副議長選挙が行われた。一部事務組合議会議員も辞職したので新たに選出した。

	選出方法	
議長・副議長	選挙	立候補者が各 1 名だったので、無投票当選
常任委員会委員	議長指名	予め各議員は所属希望を提出。議長選挙後、議長による調整・指名
議会運営委員会委員	議長指名	各常任委員会より 2 名ずつ推薦し、議長の指名
一部事務組合議員	選挙	事前に希望者で話合い、調整の結果、指名推薦

※選挙には投票と指名推薦の方法がある。下野市議会では正副議長選挙は立候補表明のうえで投票する。

■議会選出監査委員に岩永博美議員

監査委員（提案権は市長）からも辞職届けが提出され、後任の選任議案に同意した。（全員賛成）

村尾は再度、総務常任委員会に所属。
総務常任委員会から推薦を受けて、国民健康保険運営協議会と自治基本条例検討委員会の委員になった。
議会改革調査特別委員会は議長を除く全議員を委員として、継続している。

■議員全員協議会・議会だより編集委員会等を公的な議会活動として位置付け

（議員提案：会議規則改正）

議員全員協議会、正副委員長会議、議会だより編集委員会を正規な議会活動とするため、「協議又は調整を行うための場」として会議規則に明記した。

■外国人住民の方にも住民基本台帳法を適用、市の人口は 60,131 人に

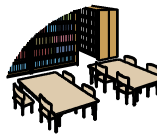
（H24 年 7 月 9 日から施行）

住民基本台帳法・入管法（出入国管理及び難民認定法）が改正され、外国人登録法が廃止されるので、関係する印鑑条例、手数料条例を整理し改正した。

【法改正・廃止による変更】

●外国人住民にも住民票が作成される。
●在留期間の更新許可等を受けたとき、市町村への届出不要
●「外国人登録原票」は入国管理局で管理し、市では「記載事項証明書」等の発行はできない。
●転出届や転入届が必要
●「外国人登録証明書」に代わり「在留カード」（中長期在留者）、「特別永住者証明書」（特別永住者）を交付
➡7 月 9 日以降は市内居住の外国人の方も市の人口に算入される。合併後初めて 6 万人を突破する。

■市立図書館設置条例改正、指定管理者への委託が可能に



（施行：H24 年 7 月 1 日～）

本年第 1 回定例会での一般質問で、直営方式の堅持を求めたが、残念ながら「指定管理者に管理を行わせることができる」ように条例を改正した。
村尾は説明に納得できず反対した。　（賛成多数）

《指定管理者が行う業務》
(1)図書館の利用に関する業務
(2)図書館の維持管理に関する業務
(3)上記の他、教育委員会が必要と認める業務

・南河内図書館は行政の事務スペースがあり図書館部分のみの独立した管理は困難なので、市直営として幹事館とする。石橋・国分寺の 2 館を指定管理者に委託する。指定期間は 3 年間の予定。
・南河内館は中央館として 2 館と連携、競争させる。図書館協議会には各館長が出席する。
・購入図書の選本は各館が提案し、決定は直営館が行う。3 館それぞれに蔵書の特色があり、それを活かしていく。（石橋：一般書、南河内：児童図書、国分寺：医療書ｺｰﾅｰ）
・指定管理事業者は公募する。仕様書には現在の図書館水準を継続できるよう人員体制など細かく指示し、新たなサービス提案を条件付ける。
・事業者選定委員会は副市長（委員長）・部長級・所管課長・その他で構成する。学識者・利用団体代表の参加については検討する。
・事業評価については、仕様書に条件をクリアできないときの指定取り消しを明記する。

【反対討論要旨：村尾】
①公立図書館は単なる市民の便益のためのみの公共施設ではなく、社会教育施設であること、これからの図書館は市民の課題解決やまちづくり活動の調査研究等への支援が求められており、市の責任で果たすべきだ。
②南河内図書館は幹事館として直営方式、3 館の連携を図りつつ幹事館が主導・決定する計画は、市の主体性が確保できると思うが、指定管理者制度を逸脱しかねない。管理運営方式検討の評価基準も明らかではない。
③サービス向上と言っても経費節減が主眼のようなので、指定管理者の下で働く従業員の労働環境が悪化することは容易に推測でき、官製ﾜｰｷﾝｸﾞﾌﾟｱ 創出の懸念。
④図書館が保有する個人情報保護策が明確ではない。
図書館協議会の昨秋から僅か半年間の協議での答申は、拙速過ぎる。議会はもっと慎重に検討すべきだ。

《参考》県内公立図書館の指定管理者に指定されている事業者　（抜粋）

	選定方法	指定管理者	指定期間
栃木市栃木図書館	公募	山本有三記念会・大新東ヒューマンサービス・紀伊國屋書店共事業体	H21.4.1 ～ H26.3.31
栃木市大平図書館	公募外	（株）図書館流通センター	H22.4.1 ～ H26.3.31
真岡市立図書館	?	（株）図書館流通センター	H21.4.1 ～ H26.3 .31
宇都宮市立南図書館	?	大高商事・大新東ヒューマンサービス・藤井産業紀伊國屋書店共同事業体	H23.7 ～　?
矢板市立図書館	?	（株）図書館流通センター	H20.4.1 ～ H25.3.31
那須塩原市黒磯図書館・西那須野図書館・塩原図書館	公募	大高商事・大新東ヒューマンサービス・藤井産業共同事業体	H24.4.1 ～ H29.3.31
那須烏山市立南那須図書館・烏山図書館	公募	大高商事・大新東ヒューマンサービス・藤井産業	H24.4.1 ～ H29.3.31

【那須烏山市の例】共同事業体の事業者間役割分担

○館長・責任者クラスのスタッフ：大高商事、○窓口業務スタッフ：大新東ヒューマンサービス

○システム関係・企画：藤井産業、○施設維持管理：大高商事・藤井産業

― 資料：各自治体のホームページより ―

ビルメンテナンス会社、人材派遣業者、機器販売業者、図書流通業者など多業種の事業者による共同事業体が多いようだ。公立図書館サービスは無料で提供することが原則（図書館法）なので、収益を得ることは不可能だ。人件費を縮減して、特にレファレンス・サービスの向上は、適切にできるのだろうか。

《図書館サービス向上研修会》（6 月 28 日）

主催：栃木県公共図書館協会・県立図書館

「地域に密着した課題解決支援サービスの創出」

これまでの図書館は資料（図書）提供が中心だったが、今後は人的支援の提供（図書＋デジタル情報＋人的支援）が求められる。貸出とレファレンス・サービスをバランス良く実施することと利用教育の必要性がある。

「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして」（文科省、2006）によると

①住民の生活や仕事、自治体行政、学校、産業などの分野での課題解決支援のための相談や情報提供の機能強化

②図書館のハイブリット化（印刷資料とインターネット等を組み合わせた）による高度な情報提供

③学校との連携による青少年の読書活動の推進、及び行政や各種団体との連携による相乗効果の発揮

が必要である。

行財政改革の流れの中で図書館サービスの質を保つためには、図書館がまちづくりの情報拠点となり得るという認識の確保と図書館員・行政職員双方の意思改革の必要性がある。

仕事に関するレファレンス・サービスは多くなっている。地域活性化の視点で庁内関係部署や商工会等との連携が効果があり、そのためには関係機関に出向くことだ。市の情報センターの役割も果たし、行政内部へも積極的にレファレンスを展開する。

～千葉経済大学短期大学部　齋藤誠一氏の講話から～

■一般会計補正予算

補正額 7685 万円を追加、予算総額 206 億 2685 万円に

【主な内容】　（1 万円未満切り捨て）

○石橋庁舎南側に駐車場拡張（8 台分）　36 万円
　民有地 228 ｍ² を借地

○亘理町花まつり招待事業（4 月）補助金　82 万円
　国内交流事業の一環として、財源は
　東日本大震災復興推進基金から繰り入れ

○緊急防災・減災事業債活用　8,000 万円
　合併特例債より有利（事業費の 100 ％充当、
　1 年据え置き、償還金の 80 ％交付税算入）
　①学校改修事業の財源振替と事業量増
　②災害対策本部代替施設（ゆうゆう館）
　非常用電源設備設計委託費　500 万円
　（H25 年度に工事費 2,000 ～ 3,000 万円予定）

■「市民会館（多目的ホール付）の早期建設を求める請願」は趣旨採択

H23 年 12 月定例会で総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました。近隣施設の視察を行い、これらを踏まえて財政上の検討も必要としていました。が、市財政担当からは中長期的財政計画は見直し中であり、暫くの期間が必要とのことから、現状では更なる研究が必要として「趣旨採択」との結論を出しました。

（視察概要については市議会報告 No26 、2 ページに記載してあります）



村尾光子の

一般質問

現状を把握し向かうべき姿が分からないと、何が重要課題なのか見えてこない。あれこれ気になり焦点がぼけてしまった。欲張りだったか？ 60 分近く費やした。



本年 3 月、「下野市高齢者保健福祉計画」(H24 ～ 26 年度)が策定され、このほどやっと公表された。この計画は介護保険事業計画と一体化したもので、これをもとに 3 月には介護保険料を改定したのだが、高齢者を取り巻く環境がどのように充実されていくのか、具体像が見えにくい。個別事業について具体的な施策を質した。

高齢者虐待防止策は万全か？

2006 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行された。国や地方公共団体、国民の責務も規定されている。

市高齢者保健福祉計画では地域包括支援センターに寄せられた高齢者虐待相談はH22年度 166件、H23年度 150件と報告され、「今後も相談窓口の周知と状況に応じて適切な支援活動に努める」としている。
①虐待に関する相談への対応策はどうか。
②緊急を要する場合の対処策はどうか。

【広瀬市長】 高齢者虐待防止法に基づく相談窓口は高齢福祉課である。気軽に相談できる窓口として地域包括支援センターがあり、高齢者の実態把握や虐待への対応を含めた総合相談支援業務を行っている。

本市での通報、相談により虐待を確認、対応した案件はすべて養護者からのものであり、H21 年度 17 件、22 年度 18 件、H23 年度 10 件であった。通報、相談を受けた後の対応は県の高齢者虐待防止マニュアルに基づく。

①訪問などにより本人・家族状況を把握、
②ケアマネージャー、施設職員、民生委員、地域包括支援センター等から情報を集約、
③関係者によるケース会議開催。必要とされる支援・サービスについて協議・調整、
④早急な対応に努める。

対応困難なケースでは、保健・福祉・医療の各分野(ケアマネージャー、介護保険サービス事業者、医療機関、民生委員、福祉事務所等)で構成する地域ケア会議を開催して、高齢者の健康状態・経済状態・家庭環境等の総合的な観点で検討し、具体的な対策を講じている。

認知症高齢者に対する権利擁護・虐待防止の取り組みとして、成年後見制度を活用できる体制を整備し、利用促進に努めている。

緊急を要する高齢者の生命、身体に重大な危機が強く懸念される身体的虐待の場合には、警察との連携により、老人福祉法に基づく入所措置・緊急入院・施設への一時保護などの速やかな措置を講じている。

(再質問) 実績報告ではH22年度に虐待相談件数が倍増したのは南河内地区の増によるが、どのように分析しているのか。地域住民の高齢者虐待防止への認識の違いではないか。

【蓬田健康福祉部長】 実績報告の件数は延べ相談件数である。南河内地区の場合、一人の相談内容が長期化し、同一人による相談回数増のためだ。

相談窓口の地域包括支援センターは南河内地区のみが市直営で、他の 2 箇所は委託である。地域包括支援センターの対応の仕方、内容などを精査し、共通点を持たせて市民への適切な情報発信ができるよう検討する。

③休日・夜間の虐待相談は誰が担っているのか。市の責務として365日、24時間対応の相談体制を整えるべきである。

【広瀬市長】 緊急を要する事態は、警察、消防署からの連絡により高齢福祉課職員が対応し、24 時間の相談体制は、地域包括支援センターの留守番電話で対応している。

今後は、市独自のマニュアル作成や高齢者虐待防止ネットワーク構築の中で検討する。

④関係機関との連携はどのように形成されているか。

【広瀬市長】 総合的調整機関は地域ケア会議である。虐待が発生した場合は、市の要請に応じ、それぞれが連携して柔軟に対応している。より迅速にできるよう、対応をマニュアル化し、早期発見と見守り、保健・医療・福祉サービスの介入、関係専門機関の介入などのネットワークを構築し、さらなる連携協力体制の整備に努める。

《高齢者虐待防止法》 ― HP 介護マスターから引用―

定義：65 歳以上の高齢者に対する①身体的虐待(暴行)、②養護を著しく怠ること(ネグレクト)、③心理的虐待(暴言・拒絶的な対応等)、④性的虐待、⑤経済的虐待の行為を高齢者虐待という。

目的：高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、

1,高齢者虐待防止等に関する国･地方公共団体の責務
2,虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置
3,養護者による虐待防止に資する養護者への支援のための措置　　　　等を定めた。

～2006年度厚労省全国調査～ 市町村が 06 年度に受け付けた家庭内の高齢者虐待に関する相談や通報は 18,393 件、虐待と判断した事例は 12,575 件。虐待者は息子が最も多く 37 %、次いで夫 14 %、娘 14 %の順。

地域密着型特別養護老人ホーム整備は多床型も併設を



H26年度までに整備目標としている地域密着型特養老人ホームはユニット型のみならず多床型（従来方式）の併設とされたい。
多床型では部屋代は介護報酬に含まれるが、ユニット型の居室は原則個室であり介護給付費が幾分安いものの部屋代は自己負担となり、利用者負担が多くなると聞いている。
利用者が居室を選択できるよう、併設を求める。

【広瀬市長】 特養ホームは、H14年度までは4人部屋が主流で、集団ケアを前提として大部屋と大食堂で構成された施設が多かった。しかし、国は「入居者のプライバシーや個人の尊厳の保護、感染症予防などの観点から個室が基本」との方針を打ち出し、H15年度からはユニットケア型の新型特別養護老人ホームが制度化された。H26年度までに定員全体の70％をユニット化する目標を定め、県も推進している。

今回整備を計画している地域密着型特養老人ホームは市内在住者を対象とした定員29人規模。多床室を併設した場合は、居室とは別に感染症やターミナルケアのための静養室が必要となり、整備を行う社会福祉法人にも大きな負担がかかる。



また、市民税非課税世帯の低所得高齢者には、居住費や食費の軽減措置がある。
（例）

（合計所得金額）＋（課税年金額）＝80万円以下の人
⟹申請により4段階中2段階の負担限度額を適用
食　費：1日 1,380円 → 390円に軽減
居住費：多床室1日 320円 → 320円（軽減無し）
ﾕﾆｯﾄ型個室1日 1,970円 → 820円に軽減

公募により個室ユニット型施設の整備を推進する。

（再質問）施設整備への国補助はユニット型のみが対象とのことだが、国の「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」では多床型（居室定員4人以下）も地域密着型として認めており、メリットもある。併設も補助対象とするよう国県へ要望すべきではないか。
また、多床室部分の市財源での整備はできないか。

【蓬田保健福祉部長】 現在、多床型とユニット型の割合は60：40で、県では50：50にしたいとしている。国への陳情は難しい状況と思うが、研究する。

【広瀬市長】 今回は国・県の方針に基づいてユニット型として募集している。併設の例を研究する。

個室化の潮流は当然のことと思うが、利用者の選択権も残して欲しい。軽減した分の財源は公費負担になる。できるだけ自力で入所して頂きたいものだ。
地域密着型特養ホームはH26年度までにもう1箇所（定員29人）整備する予定。ぜひ、多床室も併設を！

地域包括ケアシステムはどのように構築するのか

今回の介護保険法改正では、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目無く有機的に一体的に提供する「地域包括ケア」が求められているが、どのように構築していくのか。

【広瀬市長】 高齢者が日常生活圏域で自立した生活が営めるように地域包括ケアシステム実現への取り組みが求められている。そのためには5つの視点での取り組みが必要だ。

①**医療との連携強化**：24時間対応の在宅医療、訪問看護等の充実・強化
②**介護サービスの充実・強化**：特別養護老人ホーム等の介護拠点整備、24時間対応的巡回随時対応サービスの創設、在宅サービスの強化
③**介護予防の推進**：要介護状態にならないための予防の取り組み・自立支援型介護の推進
④**見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービスの確保、権利擁護**
⑤**高齢者住まいの確保**：有料老人ホーム等の整備

システム構築にはサービス提供事業者や関係機関の理解と協力、財源確保が重要だ。ニーズを十分に把握し、最適なサービスのあり方を見極めながら、地域ケアシステムの早期構築に努める。

（再質問）地域包括ケアは地域住民と連携しないと実現しない。どのように連携するのか。
また、対象は現在お元気な方を含めたすべての高齢者だ。対象者をどのように把握しているのか。自治会には高齢者情報は伝わらず、高齢者支援活動ができない。

【蓬田保健福祉部長】 様々な立場の方々に見守りをしていただいているが、地域の方々の協力がなければシステム構築は難しいので、十分に検討する。

これまでは2年に1度、民生委員の協力を得て要援護高齢者実態調査を実施していたが、今年度からはより確実に把握ができるよう、毎年度住民基本台帳と照合して対象者リストを作成することとした。

自治会との情報共有については個人情報保護の点が大きなネックになっており、地域包括を進める上でも大きな課題となっている。内部で検討しているので少し時間を頂きたい。

《高齢者実態調査》
65歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯が対象。
住民基本台帳・介護保険被保険者情報（65歳以上）・税賦課情報（世帯構成人数）を照合して名簿作成、民生委員はこれをもとに戸別訪問し、調査票（**高齢者実態把握及び緊急時支援連絡票**）を配布・回収する。同意を得た方の調査票は高齢福祉課が管理し、民生委員・地域包括支援センターの活動、災害時・緊急時に活用する。

《高齢者実態把握及び緊急時支援連絡票》

記入する内容：担当民生委員名・指定避難場所・氏名・かかりつけ医療機関・主な病気・緊急時連絡先・情報伝達の留意点・避難時に携行するもの・その他心配ごとや困りごと

高齢福祉課では地区別・担当民生委員毎にファイルして、緊急時にすぐ検索できる体制を整えている。

《高齢者人口と高齢者のみ世帯数》

高齢者人口	11,470 人（高齢化率 19.21 %）	
高齢者のみ世帯	2,007 世帯（3,144 人）	
	うち一人暮らし世帯	900 世帯
	2 人以上の世帯	1,107 世帯

（H23.12 現在）

―資料提供:高齢福祉課―

災害時要援護者避難支援プランはどのように作成されているのか、とても気になっていた。

民生委員さんは一人で30人位の要援護者を担当しており、災害時に担当する全員の避難支援は無理ではないか。地域住民や自治会の協力が不可欠だ。

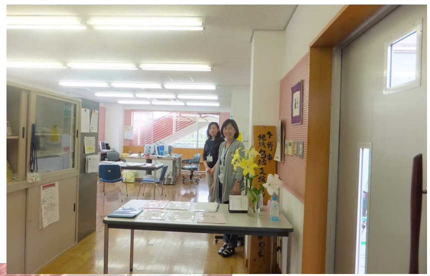
避難支援プランには、本人と支援者双方の了解の下に、誰が、どこへ、どのような手段で避難支援するのかを明記し、身近な地域の方々と情報を共有しておくことが大事ではないか。同意を得た方々については、自治会などと個人情報保護に関する協定を交わすことで可能だ。数年前から提案していることだが、今度こそ実現に向けて検討して欲しい。

（再質問）地域包括支援センターが保有する個人情報はどこが管理しているのか。

【蓬田保健福祉部長】直営、委託 2 箇所の情報はすべて高齢福祉課で管理している。

地域包括支援センター みなみかわち（市直営）

今年度より南河内児童館内（なのはな作業所跡）に移転



スタッフの皆さん







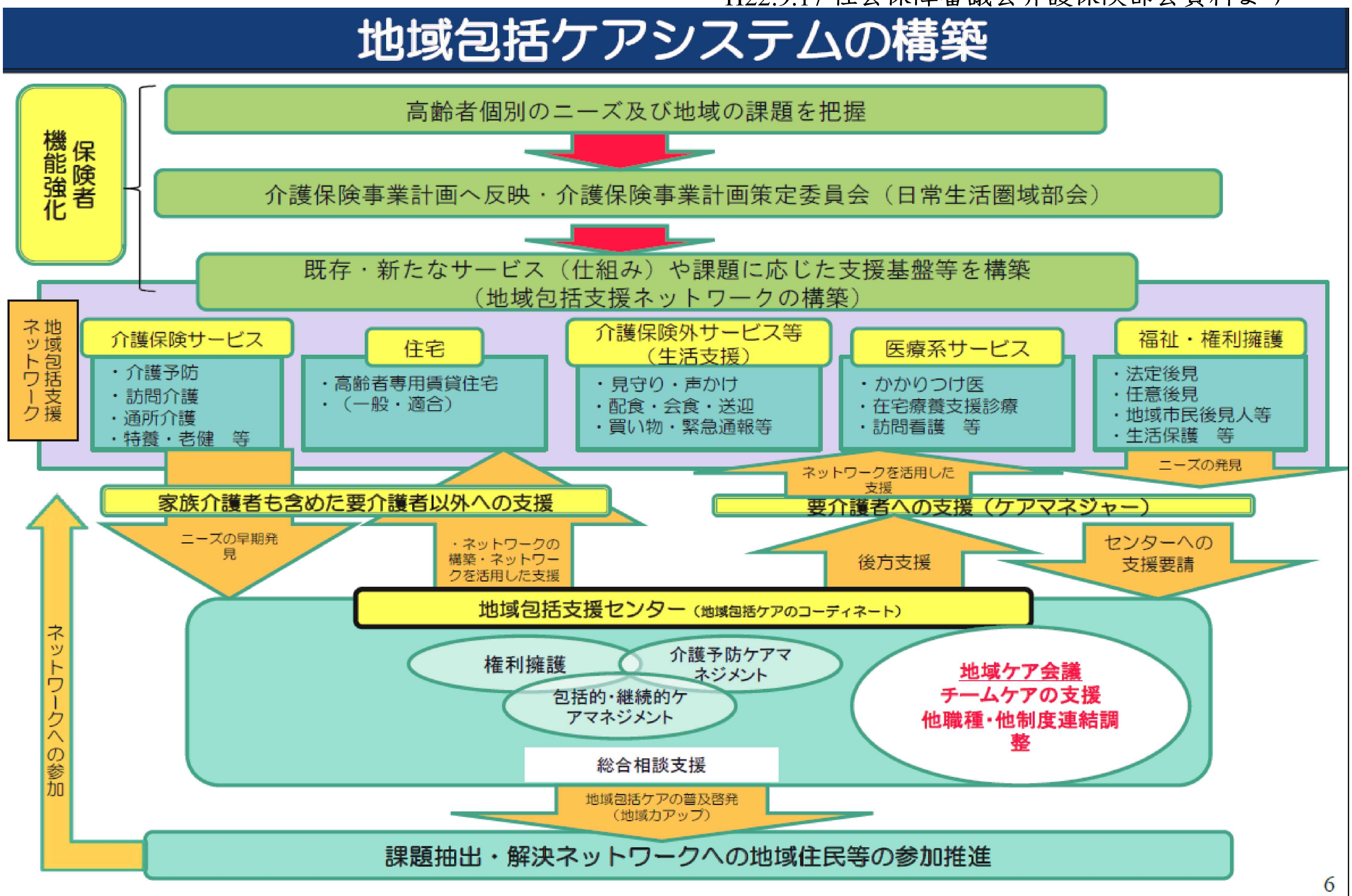
相談コーナー



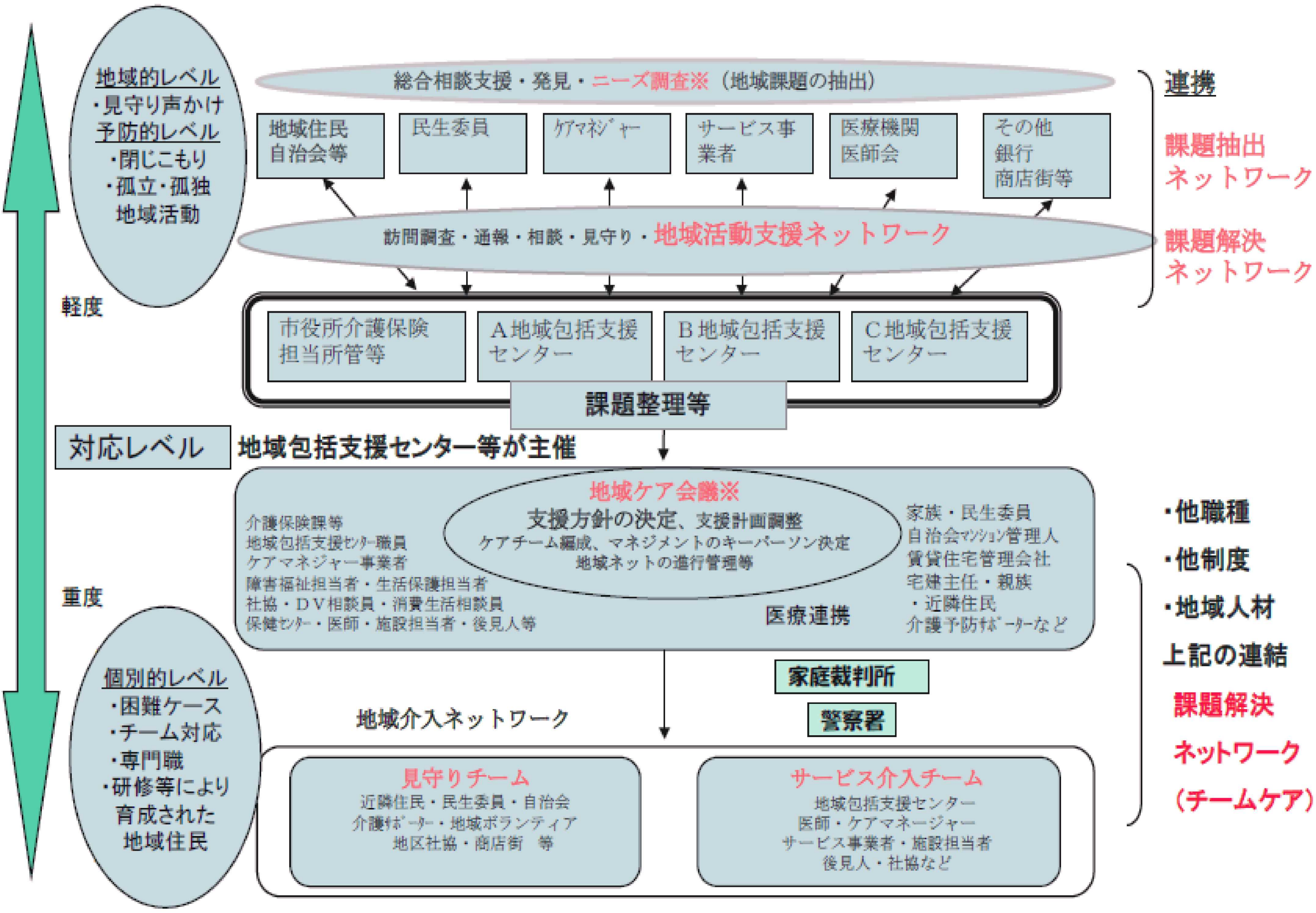
センター入口には看板が見あたらなかった…

「地域包括ケアシステムは自治体が地域住民と協力して地域でつくる連携システム」（鏡 諭氏）。地域はどう係わる？

～ H22.9.17 社会保障審議会介護保険部会資料より～



《地域包括ケアの連携フローについて》



地域包括支援センターは地域住民や自治会等とも連携し、これまで以上に業務が増え中核的な役割を担うことになる。市直営のセンターでは3名全員が非常勤特別職で正規職員ではない。体制強化が必要ではないか。

市民参画をさらに推進して！

各種審議会･委員会の委員選任に際しては、より一層の市民参画が得られ、幅広い市民意向が反映できるよう、見直しを求める。

①団体代表を選任するときの団体の選定はどのようか。固定化していないか。団体事情も変化している。

【広瀬市長】各種審議会･委員会の構成員は下野市審議会等委員選任指針に基づき、審議会等の設置目的に応じて幅広く委員を選任するように努めている。

団体代表の選任は、審議会などの設置目的、審議内容に応じて、委員構成を考慮しながら団体を選定しているが、今後は、団体選定のあり方を検討する。

【川端総合政策部長】各団体の活動内容をよく把握し、審議会等のテーマに沿い、一つの団体に偏らないような方法を研究する。

②団体代表と公募委員の割合、公募委員の複数委員兼務制限を見直しされたい。

【広瀬市長】公募委員の人数は委員選任指針に基づき、可能な限り委員総数の20％以上を目標とし、また、公募委員の複数委員の兼任は避けるよう配慮し、審議内容等からやむを得ない場合に限るとしている。

公募委員の割合、兼任制限の見直しについては、各種委員会等の設置目的や議論のテーマに対して適切な委員構成となり、活発な議論ができる委員人数を踏まえて検討する。



③委員会の性質によっては、無作為抽出市民から同意を得た市民の委員選任はどうか。

【広瀬市長】市民参加推進の一つの方策として研究する。

【川端総合政策部長】この方法は利点もあるが、難しいところもあると聞いている。良く研究し検討する。

（再質問）各分野で自主的に公益活動をしている団体が一体的なネットワークを形成できるよう、誘導できないか。委員推薦団体を調整でき、災害ボランティア組織も立ち上げやすいのではないか。

【川端総合政策部長】各団体が連携するネットワークがあって然るべきだ。関係する行政側の部署で連携を取りながら、検討してみたい。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【4月】

3/26 ～ 4/8　・市議会報告 No26 編集･印刷作業
1　・GT 祇園 5 丁目自治会総会
4　・**議会改革調査特別委員会小委員会**
5　・在宅避難者あじさいお茶会
7　・教育相談研修会(宇都宮市)
9　・**南河内第二中入学式参列**
10　・**緑小入学式参列**／市 V 連執行委員会
14　・下野市を元気にする会総会
15　・下野市九条の会総会･講演会
17　・生活学校やよい会総会･講演「イギリス･アメリカの建築様式研修報告」大竹清彦氏
18　・**総務常任委員会**／**議会改革調査特別委員会小委員会**
19　・出会いふれあい会食ボランティア
20　・教育委員会傍聴
21　・原発いらない栃木の会総会･講演「原発被曝労働の実態と 3.11 事故後の状況」樋口健二氏(宇都宮市)
22　・市民農園利用者の会総会／とちぎつばさの会下野支部総会／自然に親しむ会総会･講演「田んぼの生物多様性」NPO 田んぼ理事長 岩渕成紀氏
23　・**議会改革調査特別委員会**
24　・地方議会議員ｾﾐﾅｰ｢地域主権改革と地方議会議員の役割｣大森 彌先生(さいたま市)
26　・市 V 連理事会
27　・**議員全員協議会**
28　・おもちゃの図書館｢きしゃぽっぽ｣総会
29　・議会報告会
30　・栃木県弁護士会公開講演会「原発訴訟から見えてくる原発問題とこれからの課題」海渡雄一弁護士(宇都宮市)

【5月】

2　・**議会改革調査特別委員会小委員会**
5 ～ 6・帰省(日立市)
8　・市 V 連総会資料作り
10　・環境基本計画策定委員会傍聴
12　・市川房枝記念会女性と政治ｾﾝﾀｰ「大阪都構想と橋下大阪市長の政治手法」坂口佳代氏／「地域主権改革の現状と議会の役割」江藤俊昭氏／ドイツの女性政治家と脱原発･エネルギー問題」
13　・市 V 連総会･講演「歯と口の病気のからだへの影響」赤坂庸子先生
14　・全国自治体議員行財政自主研究会「改正介護保険」鏡 諭氏･小竹雅子氏(東京)
15　・やよい会例会／第二中ｴｺﾗｲﾌ祭用工作支援ﾎﾞﾗ
17　・出会いふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
19　・子ども虐待をなくそう！ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ｢市町村の虐待対応システムは機能しているか｣ NPO だいじょうぶ(日光市)の事例から(宇都宮市)
20　・自治医大子ども医療センター花咲 jii ボランティア(ﾍﾟﾁｭﾆｱ苗植込み)
21　・**国民健康保険運営協議会**
23　・やよい会研修｢電力中央研究所赤城試験ｾﾝﾀｰ視察研修と植樹｣(群馬県)

赤城山南麓に広がる100万m²の敷地内では毎年約2000本の松が枯れている。枯松はペレット化してストーブ用燃料に。松枯れの後には広葉樹を植樹する。7本ほど植樹に協力した。



ﾔﾏｻﾞｸﾗ･ｹﾔｷ･ｸﾇｷﾞ･ｺﾅﾗ等

24　・**議員全員協議会**
25　・とちぎつばさの会下野支部役員会
26　・映画「ちづる」鑑賞(宇都宮市)
27　・自治会美化キャンペーン活動
28　・社会福祉協議会理事会／**議会議会改革特別委員会小委員会**
31　・市 V 連理事会

【6月】

2　・教育相談研修会／栃木ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ協会公開講座「発達障害の臨床」横山浩之教授(宇都宮市)
3　・市民農園利用者の会環境整備(除草作業)／非核平和をすすめる下野市の会総会
5　・やよい会｢市出前講座ごみの行方｣市環境課
6 ～ 19　**H24年第2回定例会**
　6,7,8,11,19　**本会議**
　6　**一部事務組合議員等の選出打合せ**
　8　**村尾一般質問**
　12　**総務常任委員会**
　14　教育福祉常任委員会傍聴
　19　**議員全員協議会**
9　・史跡国分寺跡現地説明会／社会的養護が育てた子どもは今どうしているか」永野 咲氏(宇都宮市)／映画「フード･インク」 鑑賞(宇都宮市)
10　・**ティーボール大会開会式**／**祇園小運動会**
15　・市 V 連広報部会
16　・講演｢放射能から子どもを守る正しい知識｣松本市長 菅谷 昭氏(結城市)
17　・**南河内第二中体育祭**／市民活動支援補助事業募集説明会
18　・出前教育委員会傍聴(国分寺東小)
22　・**自治基本条例検討委員会**
23　・とちぎつばさの会下野支部
24　・NPO うりずん設立記念学習会／「持続可能な循環地域経済づくりの課題と展望」吉田敬一氏(宇都宮)
26　・**市町国民健康保険運営協議会長会総会**
28　・図書館サービス向上研修会｢課題解決支援サービスの可能性｣齋藤誠一氏(宇都宮)
30　・教育相談研修(宇都宮市)

※毎週月曜日は可能な限り高齢者サロン｢お茶の間健康クラブ｣(於 南河内第二中) の送迎ボランティア